

令和3年度 監督処分業者一覧

処分年月日			免許番号	事業者名	本店住所		処分種類		違反行為の概要
年	月	日			都道府県	市区町村		業務停止期間	
R3	6	25	兵庫県知事 (1)第12043号	株式会社エスエスホーム	兵庫県	神戸市	指示	—	借主の承諾を得て家賃の1か月分を報酬として受領した上で、貸主の依頼による特別の広告を行っていないにもかかわらず、貸主から広告料として家賃の2か月分を受領した。このことは、法第46条第2項の規定に違反しており、法第65条第1項に該当する。
R3	6	29	兵庫県知事 (1)第11832号	株式会社サンホーム	兵庫県	神戸市	免許取消	—	代表者が法第5条第1項第6号に該当する者であることが判明した。このことは法第66条第1項第3号に該当する。
R3	6	30	兵庫県知事 (2)第800258号	有限会社ドリーム	兵庫県	淡路市	指示	—	土地売買の媒介において、兵庫県建築基準条例第2条(がけ条例)及び急傾斜地崩壊危険区域に該当することにもかかわらず、重要事項説明書の記載及び説明をなかった。また、重要事項説明をした者は宅地建物取引士以外の者であった。このことは宅地建物取引業法第35条第1項本文及び第35条第1項第2号に違反しており、法第65条第1項に該当する。
R3	7	16	兵庫県知事 (3)第800253号	ゆめ あわじ	兵庫県	南あわじ市	指示	—	専任取引士が約6ヶ月に亘り不在であったことが判明した。このことは法第31条の3第1項及び第3項に違反しており、法第65条第1項に該当する。
R3	7	28	兵庫県知事 (3)第11136号	Smile	兵庫県	神戸市	指示	—	居住用建物賃貸借契約の取引において、賃貸借契約書の特約事項に定められた短期の解約に伴う「違約金」について、重要事項説明書に記載しなかった。このことは、法第35条第1項第9号に違反しており、法第65条第1項に該当する
R3	7	28	兵庫県知事 (2)第11811号	株式会社プロトラスト	兵庫県	神戸市	指示	—	専任取引士が約2年7ヶ月に亘り不在であったことが判明した。このことは、法第31条の3第1項及び第3項に違反しており、法第65条第1項に該当する。
R3	7	29	兵庫県知事 (12)第200551号	有限会社芦北産業	兵庫県	芦屋市	指示	—	専任取引士が約2年4ヶ月に亘り不在であったことが判明した。このことは法第31条の3第1項及び第3項に違反しており、法第65条第1項に該当する。
R3	8	19	兵庫県知事 (4)第350362号	株式会社松原工務店	兵庫県	西脇市	指示	—	専任取引士が約8ヶ月に亘り不在であったことが判明した。このことは法第31条の3第1項及び第3項に違反しており、法第65条第1項に該当する。
R3	9	22	兵庫県知事 (1)第11855号	神戸鑑定事務所株式会社	兵庫県	神戸市	免許取消	—	代表者が法第5条第1項第6号に該当する者であることが判明した。このことは法第66条第1項第3号に該当する。

令和3年度 監督処分業者一覧

処分年月日			免許番号	事業者名	本店住所		処分種類		違反行為の概要
年	月	日			都道府県	市区町村		業務停止期間	
R3	9	28	兵庫県知事 (7)第9822号	株式会社シンワホーム	兵庫県	神戸市	指示	—	借主の承諾を得て家賃の1か月分を報酬として受領した上で、貸主の依頼による特別の広告を行っていないにもかかわらず、貸主から広告料として家賃の1か月分を受領した。このことは、法第46条第2項の規定に違反しており、法第65条第1項に該当する。
R3	9	28	兵庫県知事 (2)第11566号	ホームズ株式会社	兵庫県	神戸市	指示	—	借主の承諾を得て家賃の1か月分を報酬として受領した上で、貸主の依頼による特別の広告を行っていないにもかかわらず、貸主から広告料として家賃の1か月分を受領した。このことは、法第46条第2項の規定に違反しており、法第65条第1項に該当する。
R4	1	5	兵庫県知事 (8)第202403号	東和ハイム株式会社	兵庫県	西宮市	指示及び 業務停止	7日	唯一の専任の宅地建物取引士である代表者の宅地建物取引士証が失効してから、新たに宅地建物取引士証の交付を受けるまでの間、専任の宅地建物取引士を2週間以内に設置しなかったことは、法第31条の3第1項及び第3項に違反しており、法第65条第1項に該当する。 また、建物賃貸借契約の媒介の際の賃貸借契約書に、宅地建物取引士の資格がない者が記名押印を行ったことは、法第37条第3項に違反しており、法第65条第1項に該当する。 さらに、建物賃貸借契約の媒介の際、重要事項説明時に宅地建物取引士の資格がない者が記名押印し説明を行っていたことは、法第35条第1項本文の規定に違反しており、法第65条第2項第2号に該当する。
R4	1	4	兵庫県知事 (2)第11700号	ウェルインサイドホールディングス株式会社	兵庫県	神戸市	業務停止	15日	被処分者の専任取引士の設置状況に関して、令和3年7月から同年9月までの間に、計3回にわたり、法第72条第1項の規定に基づく報告のための来庁を求められたにもかかわらず、正当な理由なく報告命令に従わなかった。 このことは、法第72条第1項の規定に違反しており、法第65条第2項第4号の規定に該当する。